

「商品デリバティブ取引」取引開始基準

1 次の各号に該当する「不相当と認められる勧誘対象者」に対しては、勧誘及び受託は行いません。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 長期入院等随時連絡がとれない者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (6) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘
- (7) 商品デリバティブ取引をするための借入の勧誘
- (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 次の各号に該当する「不相当と認められるおそれのある勧誘の対象者」に対しては、原則として勧誘及び受託は行いません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）が収入全体の過半を占めている者
- (2) 年間500万円以上の収入を有しない者
- (3) 75歳以上の高齢者
- (4) デリバティブ取引の経験がない者

3 前項に掲げる者の内、以下の各号に掲げる「例外の要件」を具備していることの確認を得た場合には、勧誘及び受託を認めます。

- (1) 前項(1)及び(2)号については、申告投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。但し、裏付けの資産について、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書等の提出を得ること。
- (2) 前項(3)号については、「直近の過去3年以内に延べ90日以上」を目安とした商品デリバティブ取引又はこれと同様の外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジがあると認められる取引の経験があると認められること、及び商品デ

リバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが取引相談室の直接面談による調査によって確認されていること。

- (3) 前項(4)号については、直近3年以内90日以上の商品デリバティブ取引又はこれと同様の外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジがあると認められる取引の経験がない者については、商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明を得ていること。

4 口座開設申込書において以下の各号に該当する顧客は、自己の責任と判断において良識ある取引を行う旨の書面を差し入れることを義務付けます。また、管理部は受託契約の締結に先立って顧客に対して電話又は面談により属性調査を行います。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクにおいて直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (3) 国・地方公共団体その他公益機関において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (4) 民間企業等において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (5) 前号にかかわらず当社が確認を必要と判断した者

5 第1項及び第2項に該当しない者であっても、総括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して受託は行いません。

以上